

教 高 第 1 5 9 号
令和3年（2021年）4月19日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く） 様
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 唐 川 智 幸

令和3年度における修学旅行等について（通知）

このことについては、令和3年1月28日付け教健体第914号通知「年度末・年度始めにおける感染症対策を踏まえた安全な教育活動の実施について」に基づき対応いただいているところですが、国においては、宮城県、大阪府及び兵庫県に加え、東京都、京都府、沖縄県等を「まん延防止等重点措置」を適用する区域として決定するなど、全国的な感染拡大が懸念される状況です。

これに併せ、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部長から、「まん延防止等重点措置」が適用された区域や都府県において外出自粛などの行動制限が要請されている地域との不要不急の往來を控えるなど、感染の再拡大防止に向けた取組について要請があり、令和3年4月5日付け教総第48号通知「『北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第43回本部会議』における決定事項について」により通知したところです。

こうした状況を踏まえ、今年度、修学旅行や宿泊研修などの宿泊を伴う行事を実施する場合、児童生徒の健康・安全を十分に考慮した上で、次の留意事項に基づき、適切に対応するようお願いします。

記

- 1 修学旅行等の教育的意義を踏まえ、可能な限り実施できるようにすること。
- 2 旅行先での児童生徒や教職員の感染は、現地の医療提供体制への負荷を高めることから、緊急事態宣言の対象となった地域や「まん延防止等重点措置」が適用された区域など、感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先としないこと。
- 3 その他の地域についても、感染力の強い変異株の流行や全国的な感染拡大が懸念される中、行動制限などの感染リスクの回避が一層求められていることから、改めて、日程や行き先、活動内容等を慎重に検討すること。
また、旅行先の受入れの有無などについても確認すること。
- 4 実施に当たっては、児童生徒が道内の歴史や文化について学びを深める機会とすることができるようし、特に小・中学校においては、学習指導要領等において、現在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌについて取り扱うよう示されていることも踏まえ、「ウポポイ」をはじめとした本道の歴史・文化について学習できる施設の活用も検討すること。
なお、道内で実施する修学旅行等については、道が実施する教育旅行支援事業支援金（貸切バス等の追加借上、宿泊部屋数増への支援）の活用が可能であること。
- 5 市町村教育委員会においては、令和3年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等について、繰り越した令和2年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用が可能であることから、首長部局と相談の上、適切に対応すること。
- 6 令和2年9月18日付け教義第680号通知「令和2年度における修学旅行等の実施について」及び令和3年2月2日付け事務連絡「『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）』について」に基づき、感染症対策を徹底すること。

（ 高 校 教 育 課 ）
（ 義 務 教 育 課 ）
（ 特 別 支 援 教 育 課 ）